

【学会報告】**我が国の障害児・者福祉の現状と課題**

宮田 広善

姫路聖マリア病院 重度障害総合支援センタールルド・小児科

1. 福祉制度および教育制度の発展とその歴史

第二次世界大戦後、我が国の障害福祉、児童福祉、高齢者福祉などの社会福祉制度は、措置制度 1) によって急速に発展した。しかし、行政処分である措置制度では利用者の主体性が守られず、1981年の国際障害者年を契機に世界に広がったノーマライゼーション理念の浸透によって批判されることになった。そのため、「社会福祉基礎構造改革」が起こり、利用者が事業者（施設）と対等な立場で契約を結ぶ利用契約制度 2) に移行することになる。2000年に高齢者福祉に介護保険制度、児童福祉に保育所の契約制度が導入され、2003年には障害福祉制度も支援費制度となった。

さらに、2014年の障害者権利条約の批准に向けて多くの障害福祉関連の法律が修正を受け、障害「者」福祉は支援費制度から障害者自立支援法を経て現在の障害者総合福祉法になり（図1）、障害「児」福祉は2012年の児童福祉法改正を経て現在の体系となった。この間、国家予算としても著しく増加して、2022年度には約1兆8500億円となっている（図2）。

また、教育の分野でも、障害児のみを対象にした「特殊教育」は、2007年に通常学級に在籍する「支援が必要な児童」にも支援対象を広げて「特別支援教育」になった（図3）。

2. 障害福祉制度と教育制度の課題

このように、ここ20年で飛躍的に発展してきた障害福祉制度と教育制度であるが、制度の発展、サービス量の増加に伴い、障害者権利条約の基本理念である「（障害のある人達を一般社会の中に包含していく）インクルージョン」の流れに反して、地域の子ども達から離されて行くという状況が生じている。例えば、放課後活動を支援するための放課後等デイサービスの著増によって障害児が地域の子ども達と触れ合えなくなったり、居宅訪問型支援の登場によって重度障害児が地域に出る機会が減る可能性が出てきたり、医療的ケア研修制度の創設によって支援する職員が限定されてしまうなどの状況である。教育分野でも、「通常学級でも支援が必要な子には支援する」というキャッチフレーズで登場した特別支援教育への移行後、逆に特別支援学校や特別支援学級の在籍児が2.5倍と急増して国連からも批判されている状況がある。

障害者権利条約の時代には、家族を支え、障害があっても地域で健やかに育ち豊かに暮らせる人を育てる支援が求められる。その視点が欠如した制度の発展は、逆に障害児・者を地域から分離させてしまう結果をもたらす。シンポジウムでは、制度の発展の歴史をまとめ、今後の課題について述べた。

我が国においては、「障害」だけでなく、まず「マイノリティ」すべてに対する権利擁護や差別禁止、地域社会への包含（インクルージョン）の立場が醸成されることが必要である。

3. まとめ ～障害児・者支援には、国家と支援者の理念が必要～

[求められる視点：法制度が当事者抜きで発展し障害のある人達を地域から分離する結果にならないこと]

- 「地域での育ちや暮らしを地域の中で支援する」という視点
 - ➡ インクルーシブな地域社会の創生が課題
- 「障害児は、障害者になる」という視点
 - ➡ 切れ目のない継続した支援の保障が必要
- 「Nothing about us without us!」の視点
 - ➡ どんなに障害が重くても当事者の意思表明権の保障が重要

脚注1) 措置制度：行政の判断と権限で福祉サービスの利用を決定し提供する制度。国の責任が明確であるという点では評価されたが、「行政処分」としてのサービス提供には「人権」の視点が乏しく批判が多かった。

脚注2) 利用契約制度：利用者が、行政や事業者と対等な形で契約し利用する制度。利用者への情報提供の徹底が課題となる。

キーワード：コロナパンデミック、海外渡航、ワクチン、トラベルクリニック

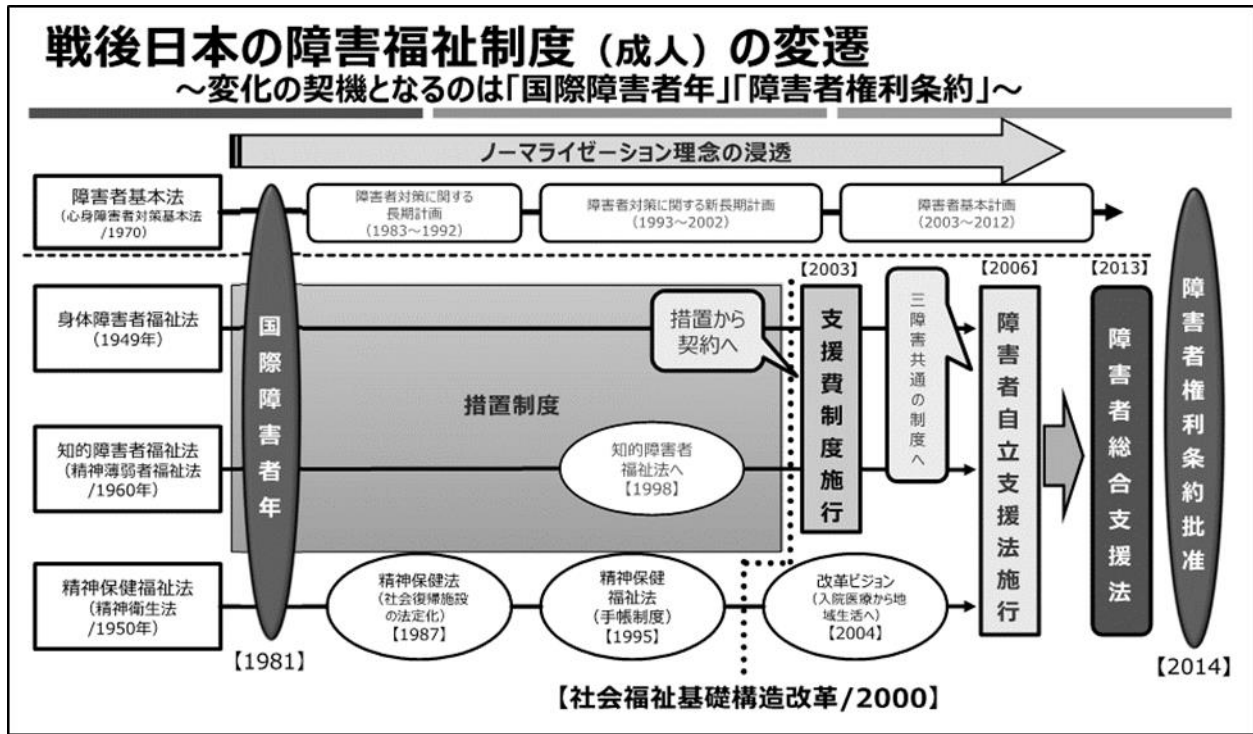


図 1. 戦後日本の障害福祉制度（成人）の変遷

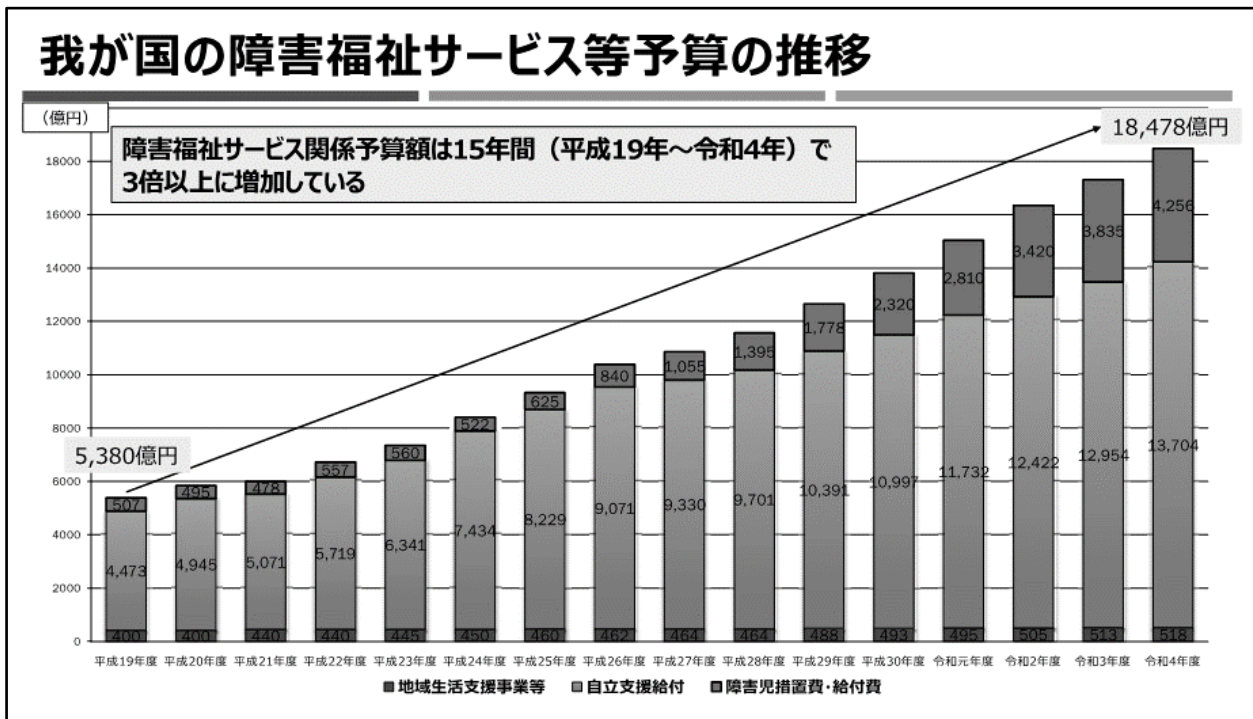


図 2. 我が国の障害福祉サービス等予算の推移

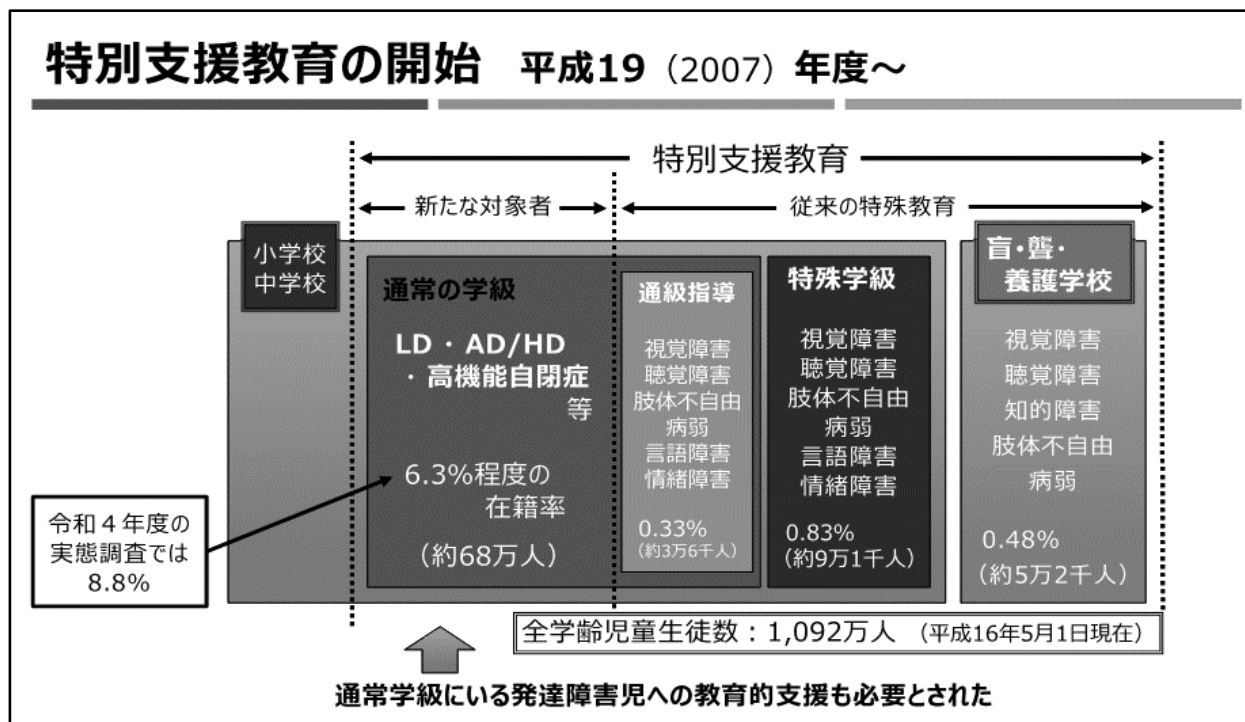


図 3. 特別支援教育の開始